

令和8年8月4日
会計局会計課

報道機関 各位

物品・業務委託等業者に対する指名停止措置について

このことについて、下記のとおり指名停止の措置を行いましたのでお知らせします。

記

1 指名停止業者

野口鉱油株式会社（天童市鎌田一丁目13番1号）

2 指名停止の期間

令和8年8月5日から令和8年11月4日まで（3か月）

3 指名停止の理由

令和7年12月3日に代表者を変更したにもかかわらず、県に競争入札参加資格者名簿の変更届を提出せずに、令和8年2月17日に会計局会計課が公告したA重油、灯油及びレギュラーガソリンの調達に係る入札に、旧代表者名で入札参加資格確認申請書及び入札書を提出し、令和8年4月2日の入札で落札、物件購入単価契約書を締結した。

このことは、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱別表指名停止基準第18号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

<参考>

山形県競争入札参加資格者指名停止要綱

別表 指名停止基準第18号（不正又は不誠実な行為）

指 名 停 止 事 由	
18	前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問合せ先

会計局会計課 調達専門員 佐直留衣子

電話 023-630-2724

広報監

会計局会計課長 佐藤守